

○京都府自治会館管理組合附属機関の委員等の報酬に関する条例

(平成 8 年 3 月 18 日 条例第 22 号)

改正 平成 28 年 2 月 26 日 条例第 1 号 (題名改称)

令和 3 年 2 月 24 日 条例第 1 号 (題名改称)

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 292 条の規定において準用する法第 203 条の 2 の規定に基づく京都府自治会館管理組合附属機関の委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(平 28 条例 1・全改、令 3 条例 1・一部改正)

(報酬の支給)

第 2 条 次に掲げる委員等がその職務に従事したときは、報酬を支給する。

- (1) 京都府自治会館管理組合個人情報保護審査会委員
- (2) 京都府自治会館管理組合公務災害補償等認定委員会委員
- (3) 京都府自治会館管理組合公務災害補償等審査会委員
- (4) 京都府自治会館管理組合行政不服審査会委員

(平 28 条例 1・全改、令 3 条例 1・一部改正)

(報酬の額)

第 3 条 委員等に支給する報酬の額は、別表に定めるところによる。

(平 28 条例 1・全改)

(報酬の支給方法)

第 4 条 委員等に支給する報酬は、現に職務に従事した日に対してその都度支給する。

(平 28 条例 1・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 2 月26日条例第 1 号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月24日条例第 1 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）（平 28 条例 1 ・追加、令 3 条例 1 ・一部改正）

区 分	報 酬
京都府自治会館管理組合個人情報保護審査会委員	(日額) 13,900 円
京都府自治会館管理組合公務災害補償等認定委員会委員	(日額) 13,900 円
京都府自治会館管理組合公務災害補償等審査会委員	(日額) 13,900 円
京都府自治会館管理組合行政不服審査会委員	(日額) 13,900 円